

2020年4月21日

お客さま各位

東山口信用金庫

新型コロナウイルス感染拡大（緊急事態宣言）に伴う  
渉外担当者による訪問活動の対応について

新型コロナウイルス感染拡大（緊急事態宣言）に伴い、当金庫の渉外担当者による訪問活動について、お客さまと職員の健康・安全を考慮し、下記のとおり対応させていただきます。

お客さまにおかれましては、ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 渉外担当者による訪問活動の対応について

(1) 集金業務

原則訪問を自粛します。

(2) 定期預金・定積集金の受入れ（掛込み）

原則訪問を自粛しますが、ご依頼を受けた場合は訪問します。

定期積金集金については、事前連絡をし、お客さまの希望を確認した上で対応します。

(3) 融資相談業務

ご融資の相談につきましては、ご遠慮なくお申し出ください。

ご来店またはお客さまにご連絡した上でご依頼を受けた場合は訪問により対応します。

(4) その他

原則訪問を自粛します。

訪問する場合は、電話等によりあらかじめご了承をいただくようにします。

2. 期間

2020年4月21日（火）～2020年5月末

※情勢によっては期間を変更させていただく場合がありますので、ご了承願います。

3. お問い合わせ先

営業店または業務部（TEL0835-23-4060）

以 上